

福島県県北地方農家民宿モニターツアー運営業務 公募型プロポーザル方式募集要領

1 事業の目的

首都圏の私立中学校の教職員等を対象としたモニターツアーの実施を通して、管内の協議会である、東和地域グリーンツーリズム推進協議会及び本宮農家民宿連絡協議会の連携による農家民宿受け入れ体制強化の試行、教育旅行形式の探究学習に関するニーズの把握及びモニターツアーでの求評を行い、次年度以降に管内の農家民宿が探究学習の一環として活用されることを目指す。

2 業務名

福島県県北地方農家民宿モニターツアー運営業務

3 業務概要

(1) 業務内容

- ア 農家民宿モニターツアー
- イ アンケートの実施、集計
- ウ アンケート結果に基づくツアー行程等の改善策の提案
- エ 成果報告会

(2) 業務委託期間

委託契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 業務仕様

別紙「福島県県北地方農家民宿モニターツアー運営業務委託仕様書（案）」のとおり。なお、具体的な手法については、企画提案所の選定後に提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

5 見積限度額

1, 364千円（消費税及び地方消費税額を含む）以内

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

6 参加資格

企画提案書を提出する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始

始の決定を受けた者を除く。) でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等は暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。

- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

- (7) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

- (8) その他、県との協議に真摯、柔軟に対応できる者であること。

7 実施のスケジュール

次の表のとおり。

日 程	項 目
令和8年8月 5日（水）	プロポーザル募集要領の公表
令和8年8月12日（水）	質問書の提出期限
令和8年8月17日（月）	質問書への回答
令和8年8月19日（水）	参加申込書の提出期限
令和8年8月24日（月）	参加資格確認結果の通知
令和8年8月27日（木）	企画提案書等の提出期限 及び審査会（書面審査）
令和8年9月 2日（水） 予定	審査結果の通知
令和8年9月上旬	契約締結

8 手続きに関する事項

- (1) 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

ア 提出書類：福島県県北地方農家民宿モニターツアー運営業務公募型プロポーザル募集要領等に関する質問書（様式第1号）

イ 提出期限：令和8年8月12日（水）17時まで（必着）

ウ 提出方法：県北農林事務所企画部宛に郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

※郵送による提出の場合、令和8年8月12日（水）必着で送付すること。

※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時までとする。

※電子メールによる提出の場合、電話で受信確認すること。

- エ 回答方法：質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和8年8月17日（月）17時までに県北農林事務所企画部ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ電子メールで行う場合がある。

（2）参加申込

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。
なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- ア 提出書類：①福島県県北地方農家民宿モニターツアー運営業務公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）

②会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット（1部）

- イ 提出期限：令和8年8月19日（水）17時まで（必着）

- ウ 提出方法：県北農林事務所企画部宛に郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

※郵送による提出の場合 令和8年8月19日（水）必着で送付すること。

※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時までとする。

※電子メールによる提出の場合、電話で受信確認すること。

- エ 回答方法：参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を令和8年8月24日（月）までに書面で通知する。

（3）企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、8の（2）参加申込を行った上で、以下により必要書類を提出すること。

- ア 提出書類：①企画提案書（記載内容等については9のとおり）

②類似業務実績一覧（令和5～7年度）

- イ 提出部数：6部

- ウ 提出期限：令和8年8月27日（木）17時まで

- エ 提出方法：県北農林事務所企画部宛に郵送又は持参により提出すること。

※郵送による提出の場合 令和8年8月27日（木）必着で送付すること。

※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時までとする。

※電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

（4）提出先

各書類の提出先は、「14 問合せ先及び提出先」のとおり。

なお、提出された書類等は返却しない。

9 企画提案書の記載内容

(1) 記載内容

以下の「提案1」から「提案5」までを記載すること。

提案1：現状把握及び本業務の目的達成のための考え方

管内の農家民宿の現状と教育旅行形式の探究学習に関するニーズを把握し、「1事業の目的」に記載した目的を達成するための考え方を提案すること。

提案2：各業務の取組内容

ア 各業務について別紙「福島県県北地方農家民宿モニターツアー運営業務委託仕様書」の2(1)から(3)についてツアー行程や体験内容、募集方法、アンケート等による成果検証策等に係る提案をすること。

イ 関係企業・団体と連携を図り、具体的な提案内容となるよう配慮すること。

ウ その他、本事業の目的を達成するために必要な取組があれば、提案すること。

エ 企画内容を実施するためのスケジュールを表で示すこと。

提案3：業務の実施体制

ア 当事業の目的を達成するための業務実施体制について、提案企業内部のほか、具体的に連携する企業・団体とその担当内容や役割がわかるよう提案すること。

イ 業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として選任することとし、総括責任者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記すること。

提案4：積算見積書

業務の内容ごとに各費用の内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信運搬費、印刷料、電波料、掲載料、製作費等）。

(2) 様式

日本産業規格A4判で両面15枚以内（総頁数：30頁以内）とすること。なお、表紙は枚数に含めず、必要に応じてA3判の折込も可とするが、2頁としてカウントする。

(3) 費用負担

企画提案書等の作成等に要する費用は提案者の負担とする。

10 企画提案書の評価基準等

(1) 選定方式

公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査会（書面審査）

参加者の企画提案書について書面審査を行い、業務委託予定者を選定する。審査結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知する。

【審査会の実施日：令和8年8月27日（木）】

(3) 評価基準及び配点

下表の評価項目及び評価基準により審査を行う。特に、事業の取組内容や効率的かつ効果的な業務の実施体制とともに、予算額の妥当性に重点を置き、審査を行う。

評価項目	配点	評価基準
1 現状把握及び本業務の目的達成のための考え方	15点	農家民宿の現状と首都圏の私立中学校の教職員等のニーズの理解度及び目的、目的達成の考え方の的確性等
2 各業務の取組内容	60点	モニターツアー実施に向けた農家民宿との事前打合せ、調整方法、モニターツアーの実施（体制、内容、アンケート等）等における企画力、訴求力、波及効果、スケジュール管理、履行の確実性、独創性等
3 業務の実施体制	15点	実施体制、業務遂行能力等
4 積算見積	10点	実施内容に対する予算額の妥当性等
合計	100点	

(4) 業務委託予定者

ア 審査会において審査委員ごとに企画提案書の評価採点を行い、その点数を合計した総合点と順位を参考に、業務委託予定者及び次点の者を決定する。

イ 企画提案者が1者のみの場合は、審査委員の総合点が最高点の6割以上となった場合に、当該事業者を業務委託候補者とする。

(5) 審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果通知

審査の結果は、審査会参加者全員に対して、書面で通知する。また、審査結果を県北農林事務所のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

【結果通知及び公表：令和8年9月2日（水）予定】

イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

11 企画提案書を失格とする事項

次のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

12 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を聴取して決定する。なお、見積金額は上限額を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

13 その他の事項

(1) 県で実施する他の関連事業との連携に配慮し、相乗的な効果の発現に努めるものとする。

(2) 企画提案のあった規模を下回ることはできないため、実現可能な提案とすること。
仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては委託料の減額となることがある。

(3) 必要な資材の調達等は可能な限り県内事業者を活用すること。

(4) 当業務は、今後、県における予算の執行が可能となったときに確定するものである。

14 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8681 福島県福島市杉妻町2番16号（北庁舎5階）

福島県県北農林事務所 企画部 地域農林企画課（担当：橋本）

電話番号 024-521-2596

FAX 024-521-2850

メールアドレス kikaku.af01@pref.fukushima.lg.jp